

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第~~155~~号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第15条」に、「第17条・第18条」を「第16条・第17条」に、「第19条」を「第18条」に改める。

第1条中「、京都市保育の実施に関する条例（以下「条例」という。）」を削り、「、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）及び条例」を「及び児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」に改める。

第2条第2項第4号中「第24条第1項本文」を「第24条第1項」に改め、同項第5号中「第24条第1項ただし書」を「第24条第2項」に、「保護（京都市細野保育所条例第1条に規定する京都市細野保育所に係るものに限る。）」を「措置」に改め、同項第8号中「規定する保育費用」を「規定する費用」に改め、同号を同項第11号とする。

第2条第2項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 法第24条第3項の規定による利用の調整及び要請に関すること。

(7) 法第24条第4項の規定による勧奨及び支援に関すること。

(8) 法第24条第5項及び第6項の規定による保育の実施に関すること。

第6条第1項中「、第23条第2項及び法24条第2項」を「及び第23条第2項」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第14条第2項を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第17条第2号中「、保育の実施」を削り、第4章中同条を第16条とする。

第18条中「、母子生活支援施設又は保育所」を「又は母子生活支援施設」に、「、母子保護の実施又は保育の実施」を「又は母子保護の実施」に改め、同条を第17条とする。

第5章中第19条を第18条とする。

第5号様式注以外の部分中 「  
□第22条第2項  
□第23条第2項  
□第24条第2項」 を 「  
□第22条第2項  
□第23条第2項」 に、

「  
□助産施設  
□母子生活支援施設  
□保育所」 を 「  
□助産施設  
□母子生活支援施設」 に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

第21号様式及び第22号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)